

7 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による資金不足比率の状況

平成21年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が完全施行され、地方公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、地方公営企業会計ごとに資金不足比率（資金不足額の事業規模（料金収入等）に対する比率）を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表しなければならないとされています。

資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化基準以上となった要因分析や、経営健全化基準未達とするための方策等を内容とした経営健全化計画の策定が義務づけられ、経営健全化基準未達とすることが求められます。

<概要> 令和5年度決算による資金不足比率 ※
県内地方公共団体の地方公営企業会計（計134会計）において、資金不足額が発生した会計はありません。

※ 資金不足額は、地方公営企業法の規定を適用している特別会計及び地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法非適用企業（駐車場事業・介護サービス事業等は対象外）を対象に特別会計単位で算定するため、地方公営企業決算状況調査の対象事業数とは異なります。

○資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率（\%）} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

・資金不足額（法適用企業）＝

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

・資金不足額（法非適用企業）＝

（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※ 宅地造成事業を行う地方公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定に関する特例があります

・事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

・事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している地方公営企業については、営業収益の額に関する特例があります

※ 宅地造成事業のみを行う地方公営企業の事業の規模については「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本費及び負債の合計額となります